

なんたん し しょうがいしゃ さべ つかいしょうほう

南丹市障害者差別解消法ガイドライン

みんなが^{とも}共に^く暮らすための
^{こころ}心づかいハンドブック

れいわ ねん がつかいてい
令和6年9月改訂

なんたん し
南丹市

目次

はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

- 1 ガイドライン^{さくてい はいけい}策定の背景
 - (1) 障害者^{しょうがいしゃ}差別^{さべつ}解消^{かいしょう}法の^{ほう}成立^{せいりつ}
 - (2) 現状^{げんじょう}と課題^{かだい}～何が差別^なに当たるのか～
- 2 ガイドラインの^{もくてき}目的
- 3 ガイドライン^{りょう あ}利用に当た^{りゅういじこう}っての留意事項
- 4 対応^{たいおう}のポイント

障害^{しょう}がいを理由^{りゆう}とする差別^{さべつ}とは？・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

- 1 不当^{ふとう}な差別^{さべつ}的^{てき}取^と扱^あい
- 2 合理的^{ごうりてき}配慮^{はいりょ}の^{ふていきよう}不^ふ提^{てい}供^{こう}
- 3 行政^{ぎょうせい}機^き関^{かん}と事業^{じぎょう}者^{しゃ}に^{もと}求^{もと}め^めら^られ^れる^るこ^こと
- 4 正当^{せいとう}な理^り由^{ゆう}と過^か重^{じゅう}な負^ふ担^{たん}
 - (1) 不当^{ふとう}な差別^{さべつ}的^{てき}取^と扱^あいと正当^{せいとう}な理^り由^{ゆう}
 - (2) 合理的^{ごうりてき}配慮^{はいりょ}の^{ふていきよう}不^ふ提^{てい}供^{こう}と過^か重^{じゅう}な負^ふ担^{たん}
- 5 個人^{こじん}の差別^{さべつ}的^{てき}行^{こう}為^い

障害^{しょう}がい者^{しゃ}・事業^{じぎょう}者^{しゃ}・市^{しみん}民^{みん}とは？・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14

- 1 障害^{しょう}がい者^{しゃ}
- 2 事業^{じぎょう}者^{しゃ}
- 3 市^{しみん}民^{みん}

ガイドラインの対^{たい}象^{しょう}分^{ぶん}野^やとは？・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17

- 1 対^{たい}象^{しょう}分^{ぶん}野^や
- 2 留^{りゅう}意^い事^じ項^{こう}
 - (1) 障害^{しょう}がい者^{しゃ}に^{たい}対^{たい}する^{じょうほうほしょう}情^{じょう}報^{ほう}保^ほ障^{しょう}
 - (2) 雇^こ用^{よう}分^{ぶん}野^やの^{とりあつか}取^と扱^あい

(1) 商^{しょう}品^{ひん}・サ^さー^ぶビ^んス^や分^{ぶん}野^や・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19

- 1 不当^{ふとう}な差別^{さべつ}的^{てき}取^と扱^あい
- 2 合理的^{ごうりてき}配慮^{はいりょ}の^{ふていきよう}不^ふ提^{てい}供^{こう}

(2) 福^{ふく}祉^しサ^さー^ぶビ^んス^や分^{ぶん}野^や・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21

- 1 不当^{ふとう}な差別^{さべつ}的^{てき}取^と扱^あい
- 2 合理的^{ごうりてき}配慮^{はいりょ}の^{ふていきよう}不^ふ提^{てい}供^{こう}

(3) 公共交通機関分野 2 3

1 不当な差別的取扱い

2 合理的配慮の不提供

(4) 住宅分野 2 4

1 不当な差別的取扱い

2 合理的配慮の不提供

(5) 医療分野 2 5

1 不当な差別的取扱い

2 合理的配慮の不提供

事業分野における対応方針（ガイドライン） 2 6

市民のみなさんにできること 2 7

障がいのあるみなさんの声を聞かせてください 2 8

障害者差別解消法 関連リンク集 2 8



はじめに

1 ガイドライン策定の背景

(1) 障害者差別解消法の成立

昭和56年の「国際障害者年」を契機としたノーマライゼーションの流れの中で、平成18年に国連で障害者の権利に関する条約（以下「障害者権利条約」といいます。）が採択されるなど、障がい者の権利の実現に向けた取り組みが国際的に進展してきました。日本は平成19年に権利条約に署名して、国内法の整備をはじめとする取り組みを進め、平成26年1月に障害者権利条約の締結国となりました。

また、障害者権利条約の趣旨を踏まえ、平成23年に障害者基本法の改正が行われ、その第4条で、「差別の禁止」が基本原則として規定されました。平成25年6月には、同法の「差別の禁止」を具体化し、全ての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進するため、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「障害者差別解消法」といいます。）が制定されました（平成28年4月施行）。また、令和3年6月には、事業者による合理的配慮の提供を義務付けるとともに、行政機関相互間の連携の強化を図るほか、障がいを理由とする差別を解消するための支援措置を強化することを内容とする「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律」（「改正障害者差別解消法」）が公布され、令和6年4月に施行されました。

(2) 現状と課題～何が差別に当たるのか～

南丹市では、令和6年3月に策定した「第4期南丹市障害者計画」において、「障がいのある人もない人もともに尊重し合いながら安心して暮らせるまち南丹市」を基本理念に障害者基本法や関連法に基づく施策を推進しています。

第4期南丹市障害者計画（令和6年3月策定）

●基本理念

障がいのある人もない人も ともに尊重し合いながら

安心して暮らせるまち 南丹市

●計画の基本的視点

- （1）障がいのある人の自己決定の尊重と意思決定の支援
- （2）障がい種別によらない障害福祉サービスの実施
- （3）地域生活移行・継続支援、就労支援等に対応したサービス提供体制の整備
- （4）地域共生社会の実現に向けた取組の推進
- （5）障がい児の健やかな育成のための発達支援
- （6）障害福祉人材の確保・定着
- （7）障がい者の社会参加を支える取組

しかし、残念ながら、依然として、障がいや障がい者に対する理解不足等により、障がい者が生活のなかで不愉快な思いをしているほか、差別を受けたと感じている現状があります。

一方で、障害者差別解消法では、障がいを理由とする差別の禁止が規定されたものの、何が差別に当たるのか、合理的配慮としてどのような対応が望ましいのか、といった具体的な内容は明らかにされていません。障がいを理由とする差別をなくし、共生社会を実現していくためには、これらの具体的な内容をわかりやすく示していく必要があります。

2 ガイドラインの目的

このガイドラインは、障害者差別解消法に基づいて、何が差別に当たるのか、合理的配慮としてどのような対応が望ましいのかなどについて基本的な考え方や具体的な事例等をわ

かりやすく記載^{きさい}することで、障^{しょう}がいを理由^{りゆう}とする差別^{さべつ}について市民^{しみん}の皆様^{みなさま}の関心^{かんしん}と理解^{りかい}を深^{ふか}めるために作成^{さくせい}しています。

差別^{さべつ}の事例^{じれい}を見ても、障^{しょう}がいや障^{しょう}がい者^{しゃ}に対する理解^{りかい}不足^{ふそく}が原因^{げんいん}と思われることが少^{すく}くありません。「知らないこと」、「わからないこと」を差別^{さべつ}につなげないように、障^{しょう}がいを理由^{りゆう}とする差別^{さべつ}についての理解^{りかい}を深^{ふか}め、差別^{さべつ}を未然^{みぜん}に防止^{ぼうし}することを、このガイドラインは目的^{もくてき}としています。

もし、差別^{さべつ}と思われる出来事^{できごと}が起きた際^{さい}にも、どうすればいいのかを考^{かんが}え、対話^{たいわ}し、理解^{りかい}し合うきっかけにこのガイドラインをご活用^{かつよう}ください。

障害^{しょうがい}者差別^{しゃさべつ}解消^{かいしょう}法^{ほう}は、障^{しょう}がい者^{しゃ}と障^{しょう}がいのない人^{ひと}が理解^{りかい}し合うこと（相互^あ理解^{そうごりかい}）により、共^き生^{ようせい}社会^{しゃかい}の実現^{じつげん}を目指^{めざ}しています。

現在^{げんざい}、障^{しょう}がいのない人^{ひと}も、病^び気^きや事^じ故^こ、高^{こう}齢^{れい}化^かにより、日^{にち}常^{じょう}生活^{せいかつ}や社会^{しゃかい}生活^{せいかつ}で不^ふ便^{べん}を感じ^{かん}じ、様^{さま}々^{ざま}な配^{はい}慮^{りょ}を必要^{ひつよう}とするこも考^{かんが}えられます。また、ユニバーサルデザインなど、障^{しょう}がい者^{しゃ}に対する配^{はい}慮^{りょ}は、すべ^{すべ}ての^{たい}人^{はいりょ}に使いやす^{ひと}い^{つか}工^く夫^{ふう}や配^{はい}慮^{りょ}につな^しが^りま^す。障^{しょう}がいを理由^{りゆう}とする差別^{さべつ}をなくす取^と組^りみを進^{すす}めることは、誰^{だれ}もが暮^くらしやす^{きようせい}い^{しゃかい}共^き生^{ようせい}社会^{しゃかい}の実現^{じつげん}にとって大^{おお}き^いな意^い味^みを持^もちま^す。

3 ガイドライン利用^{りよう}に当^あたっ^{りゅう}ての留^{りゅう}意^い事^じ項^{こう}

ガイドラインに記載^{きさい}されている事例^{じれい}はあくまでも例^{れい}示^じであり、記載^{きさい}された事例^{じれい}がすべてではありません。不^ふ当^{たう}な差^さ別^{べつ}的^{てき}取^と扱^{かく}い^となり^うる事例^{じれい}に記載^{きさい}されていないものは差別^{さべつ}ではないということではありません。また、記載^{きさい}されている事例^{じれい}であっても、差別^{さべつ}に当^あたるかどうかは、個^こ別^{べつ}の事^じ案^{あん}ご^とに判^{はん}断^{だん}する必要^{ひつよう}があります。

合^{ごう}理^り的^{てき}配^{はい}慮^{りょ}は障^{しょう}がいの特^{とく}性^{せい}や配^{はい}慮^{りょ}が求^{もと}めら^るる具^ぐ体^{たい}的^{てき}場^ば面^{めん}や状^{じょう}況^{きやう}に^おう^{こと}に^こ応^{おう}じて異^{こと}なり、多^たよう^{こべつ}で個^こ別^{べつ}性^{せい}の^{たか}い^{のぞ}もの^{ごうりてき}です^{はいりょ}ので、ガイドラインでは望^{のぞ}ましい合^{ごうりてき}理^り的^{てき}配^{はい}慮^{りょ}の事^じ例^{れい}を記載^{きさい}して^{はいりょ}いますが、一^{いち}律^{りつ}に^{かなら}ず^{じつし}実^{じつ}施^しする^{もと}ことを求^{もと}める^{のぞ}もの^{ごうりてき}ではありません。また、望^{のぞ}ましい合^{ごうりてき}理^り的^{てき}配^{はい}慮^{りょ}として記載^{きさい}されている事^じ例^{れい}以外^{いがい}にも合^{ごうりてき}理^り的^{てき}配^{はい}慮^{りょ}に該^{がい}当^{とう}する^{のぞ}もの^{ごうりてき}があります。

4 対応のポイント

障がい者に対する差別をなくすためには、次のことが対応のポイントになります。

【望ましくない対応例】

1) 何の説明や検討もなく、対応しない。

- 障がいの特性や求める内容は様々ですので、まずは、障がい者が求めている内容を聞いて、何ができるのか、考えてください。
- もし、求めている内容がすぐには対応できない場合は、代替手段がないか、検討してください。
- 対応できない場合でも、その理由を説明し、理解を得るように努めることが求められます。

2) 言わなくても察してほしい、何としてもやってほしい。

- 障がいの特性や求める内容は様々ですので、障がい者（家族等を含む）の側から、具体的に求めている内容を伝えてください。
- ただし、求めている内容が明らかな場合には、自主的に対応することが望めます。
- また、正当な理由や過重な負担があるため、対応できないこともあります。

【望ましい対応例】

話し合い、何ができるのか、お互いに考えましょう。

- 建設的な対話を行うためには、それぞれが持っている情報（障がいの状態や提供できるサービス内容等）や意見を相手方に示すことが重要です。その上で、相手方の意見を否定するのではなく、理解し合えるように話し合い、何ができるのか、お互いに考えていくことが望めます。

障がい者を理由とする差別とは？

障害者差別解消法では、「障がい者を理由とする差別」を2つに分けて、考えています。

障がい者を理由とする差別には、「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮の不提供」があります。

1 不当な差別的取扱い

障がい者を理由として、正当な理由なく、商品やサービス等の提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりすることで、障がい者の権利利益を侵害すること。

【基本的な考え方】

- 「商品やサービス等の提供を拒否する」とは、商品やサービス、各種機会の提供を拒否することです。
「商品やサービス等の提供を制限する」とは、提供に当たって場所・時間帯などを制限することです。
「商品やサービス等の提供に条件を付ける」とは、障がいのない人に対しては付けない条件を付けることです。
- 「障がい者を理由として」には、直接障がい者を理由とする場合だけではなく、障がいに関連する事由（車いす、補助犬その他の支援器具等の利用、介助者の付添い等の社会的不利を補う手段の利用等）を理由とする場合も含まれます。
- 障がい者を障がいのない人と比べて優遇すること（雇用率制度などの積極的差別是正措置）、障がい者に対して合理的配慮の提供により障がいのない人と異なる取扱いをすること、合理的配慮を提供するために必要な範囲で、プライバシーに配慮しつつ障がい者に障がいの状況等を確認することは、「不当な差別的取扱い」には当たりません。

2 合理的配慮の不提供

障がい者から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合に、負担になりすぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要で合理的な配慮（合理的配慮）を行わないことで、障がい者の権利利益を侵害すること。

【基本的な考え方】

- 「合理的配慮」は、障がいの特性や配慮が求められる具体的場面や状況に応じて異なり、多様で個性性の高いものです。
障がい者が置かれている状況を踏まえて、代替手段の選択も含め、当事者間の対話による相互理解を通じて、必要かつ合理的な範囲で、柔軟に対応がなされる必要があります。
さらに、「合理的配慮」の内容は、技術の進展、社会情勢の変化等に応じて変わっていきます。
- 「合理的配慮」の提供に当たっては、障がい者の性別、年齢、状態等に配慮する必要があります。
- 「合理的配慮」は、行政機関や事業者の事務・事業の目的・内容・機能に照らし、必要とされる範囲で本来の業務に付随するものに限られること、障がいのない人との比較において同等の機会の提供を受けるためのものであること、事務・事業の目的・内容・機能の本質的な変更には及ばないことに留意する必要があります。
- 「意思の表明」は、手話を含む言語だけでなく、点字、音声、拡大文字、筆談、実物の提示や身振り、触覚などのコミュニケーション手段（通訳によるものを含みます。）により、行われます。
- また、「意思の表明」には、知的障がいや精神障がい（発達障がいを含みます。）等により障がい者本人の意思の表明が困難な場合に、障がい者の家族、介助者、支援者等コミュニケーションを支援する人が本人を補佐して行う意思の表明も含まれます。
- 障がい者（その家族、介助者、支援者等を含みます。）から、合理的配慮を求める意思の表明がなかった場合は、「合理的配慮の不提供」にはあたりませんが、配慮を必要と

していることが明らかな場合には、障がい者と話し合い、適切な配慮を提案するなど、自主的な配慮に努めることが望まれます。

【合理的配慮の具体例】



意思を伝え合うために絵や写真のカードやタブレット端末などを使う。



段差がある場合に、スロープなどを使って補助する。



障害者から「自筆が難しいので代筆してほしい」と伝えられたとき、代筆に問題がない書類の場合は、障害者の意思を十分に確認しながら代筆する。

3 行政機関と事業者に求められること

不当な差別的取扱いは、都道府県・市町村等の行政機関も事業者も禁止され、してはいけないことになります。

また、行政機関や事業者には障がいのある人への「合理的配慮の提供」が義務化されました。

	行政機関 ぎょうせいきかん	事業者 じぎょうしゃ
ふとう さべつてきとりあつか 不当な差別的取扱い	きんし 禁止 (してはいけません)	きんし 禁止 (してはいけません)
ごうりてきはいりよ ていきょう 合理的配慮の提供	ほうてき ぎ む 法的義務 (しなければなりません)	ほうてき ぎ む 法的義務 (しなければなりません)

- ※ 行政機関には、都道府県や市町村だけでなく、独立行政法人や公立学校も含まれます。
- ※ 事業者とは、商業その他の事業を行う企業や団体、店舗であり、目的の営利・非営利、個人・法人の別を問わず、同じサービス等を反復継続する意思を持って行う者です。個人事業主やボランティア活動をするグループなども含まれます。

しょうがいしゃさべつかいしょうほう 障害者差別解消法

(行政機関等における障害を理由とする差別の禁止)
第7条 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

(事業者における障害を理由とする差別の禁止)
第8条 事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

4 せいとう りゆう かじゅう ふたん 正当な理由と過重な負担

問い

障がい者に対して、サービスの提供を拒否することや合理的配慮の提供を行わないことは、どんな場合でも、「障がいを理由とする差別」になるのですか？

こたえ
答

サービスの提供の拒否等に「正当な理由」がある場合は、「不当な差別的取扱い」には当たりません。

合理的配慮の提供を求められた側に、「過重な負担」が生じる場合は、「合理的配慮の不提供」には当たりません。

(1) 不当な差別的取扱いと正当な理由

正当な理由が存在する場合、つまりサービスの提供の拒否等が客観的に見て、正当な目的の下に行われたものであり、かつ、その目的に照らして当該取扱いがやむを得ないといえる場合は、不当な差別的取扱いに該当しません。

正当な理由の判断に当たって

問

障がい者や他の利用者の生命に危険が及んでしまう場合、老朽化した建物の構造的に改修できない場合は、正当な理由と考えられますか？

こたえ
答

上記のような場合が考えられるところですが、正当な理由かどうかは、個別の事案ごとに、判断する必要があります。

- 正当な理由かどうかの判断に当たっては、相手方（行政機関や事業者）の主観的な判断に委ねられるのではなく、相手方の主張が客観的な事実によって裏付けられるもので、それが第三者の立場から見ても当該取扱いがやむを得ないと納得を得られるような客観性を備えたものでなければなりません。

正当な理由があると判断した場合には、相手方は障がい者にその正当な理由を具体的に説明すること、理解を得るように努めることが求められます。

- 正当な理由は、障がい者、事業者、第三者の権利利益（安全の確保、財産の保全、事業の目的・内容・機能の維持、損害発生防止等）や相手方の事務・事業の目的・内容・機能の維持等の点から、総合的・客観的に判断する必要があります。

(2) 合理的配慮の不提供と過重な負担

合理的配慮の提供を求められた側に、「過重な負担」が生じる場合は、「合理的配慮の不提供」には当たりません。

かじゅう ふたん はんだん あ 過重な負担の判断に当たって

とい
問

けいざいてき じゅうぎょういんたいせいじょう ふたん おお かじゅう
経済的コストや従業員体制上の負担が大きいことは、過重な
ふたん かんが
負担と考えられますか？

こたえ
答

じょうき かんが かじゅう ふたん
上記のようなことが考えられるところですが、過重な負担かど
うかは、こべつ じあん はんだん ひつよう
個別の事案ごとに、判断する必要があります。

- かじゅう ふたん はんだん あ けいざいてき ざいせいてき ほか ぎょうむすいこう
過重な負担かどうかの判断に当たっては、経済的・財政的なコストの他に業務遂行
におよ せいぎょうとう こうりょ ひつよう
に及ぼす影響等を考慮する必要があります。
また、じぎょうしゃ きぼ はいりょ あ もと せんもんせい ぎじゅつすいじゅん じぎょう
事業者の規模や配慮に当たって求められる専門性や技術水準、事業の
ほんしつてきなよう へんこう こうりょ ひつよう
本質的内容を変更するようなものでないかどうかを考慮する必要があります。
- かじゅう ふたん じむ じぎょう えいきょう ていど じつげんかのうせい ていど ひよう ふたん ていど
過重な負担は、事務・事業への影響の程度、実現可能性の程度、費用・負担の程度、
じむ じぎょう きぼ ざいせい ざいむじょうきょうとう てん そうごうてき きやくかんてき はんだん ひつよう
事務・事業規模、財政・財務状況等の点から、総合的・客観的に判断する必要があります。
あります。

こじん さべつてきこうい 5 個人の差別的行為

とい
問

となり す ひと しょう い
隣に住む人から、障がいのあることで、ひどいことを言われましたが、
しょうがいしゃさべつかいしょうほう しょう りゆう さべつ あ
障害者差別解消法における障がいを理由とする差別に当たります
か。

こたえ
答

しょうがいしゃさべつかいしょうほう ぎょうせいきかん じぎょうしゃ たいしょう じ
障害者差別解消法は、行政機関や事業者を対象にしており、事
ぎょうしゃ いっぱんしじん こうい こじん しそう げんろん ほう きせい
業者でない一般私人の行為や個人の思想や言論は、法による規制に
かんが たいしょう
はなじまないと考えられることから、対象とされていません。

しょうがいしゃさべつかいしょうほうだい じょう こくみん せきむ どうほう
しかしながら、障害者差別解消法第4条「国民の責務」にあるように、同法はす
べつての人に、ひと しょう りゆう さべつ もと こじん さべつてき
障がいを理由とする差別をなくしていくことを求めており、個人の差別的
こうい ほう しゅし はん
行為は、法の趣旨にも反しているといえます。

なに ひとり しょう しょう しゃ たい りかい ふか しょう
何よりも、一人ひとりの障がいや障がい者に対する理解を深めていくことが、障が

いを理由とする差別をなくすことにつながります。障がい者が、差別なく、サービスを利用するためには、他の利用者の理解や協力が求められます。また、事業者もつきつめれば個人から構成され、個人の考えが事業に反映されるといえます。よって、ガイドラインは、すべての市民の皆様の理解を深めることを目的に、作成しています。

障害者差別解消法

(目的)

第1条 この法律は、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）の基本的な理念にのっとり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

(国民の責務)

第4条 国民は、第一条に規定する社会を実現する上で障害を理由とする差別の解消が重要であることに鑑み、障害を理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努めなければならない。

【参考】差別に関する規定

障害者権利条約

第2条 この条約の適用上、（略）「障害に基づく差別」とは、障害に基づくあらゆる区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のあらゆる分野において、他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を認識し、享有し、又は行使することを害し、又は妨げる目的又は効果を有するものをいう。障害に基づく差別には、あらゆる形態の差別（合理的配慮の否定を含む。）を含む。

「合理的配慮」とは、障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過重の負担を課さないものをいう。

しょうがいしゃきほんぽう 障害者基本法

(差別の禁止)

第4条 何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

2 社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによって前項の規定に違反することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。

しょう しゃ じぎょうしゃ しみん 障がい者、事業者、市民とは？

1 しょう しゃ 障がい者

障がい者とは、身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がい及び高次脳機能障がいを含む。）その他の心身の機能の障がい（難病等に起因する障がいを含む）のある人で、障がいや社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある人のことです。

● 障害者手帳（身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳）を持っていない人も含まれます。また、年齢による制限はありませんので、18歳未満の障がい児も対象です。

● 社会的障壁とは、障がい者にとって日常生活や社会生活を営む上で支障となることがらを指します。社会における事物（通行、利用しにくい施設、設備等）だけでなく、慣行（障がい者の存在を意識していない慣習、文化等）や観念（障がい者への偏見等）も含みます。

しょうがいしゃさべつかいしょうぽう 障害者差別解消法

第2条 1 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

2 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

2 事業者

事業者とは、商業その他の事業を行う者で、個人か法人・団体か、営利目的か非営利目的かを問わず、同種の行為を反復継続する意思をもって行う者のことです。

●事業者には、個人事業主やボランティア活動をするグループなども含まれます。

障害者差別解消法

第2条 7 事業者 商業その他の事業を行う者（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）をいう。

3 市民

このガイドラインで、市民とは、南丹市内に住み、働き、学ぶすべての人です。

●市民には、障がいのある人も、障がいのない人も含みます。

【参考】障がいをどのように考えるか、社会モデルの考え方へ

現在の障がいのとらえ方は、社会モデルと呼ばれる考え方が基本になっています。

それは、障がい者が、日常生活や社会生活の中で不便を感じるのは、その人に障がいがあるからではなく、不便を生み出しているのは社会の側であり、問題の解決のためには社会が変わらなければならないとする考え方です。

そのため、障がい者とは、障がいがあって、「障がいや社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける人」と定義されています。社会的障壁には、施設や設備といったものだけでなく、慣行や観念といった人々の意識的なものも含まれます。そういった意識が、社会における事物や制度を生む原因になっていると考えます。

しかしながら、現実の社会を変えていくことは、一挙にはできないことも事実です。大事なのは、社会モデルの考え方にに基づき、社会のあり方を変えようと努力し続けることでは

かりたい」という思いに、こたえていくことが望まれます。

「知らないこと」「わからないこと」を障がい者としての理由とする差別につなげないためにも、障がい者の側からの積極的な情報発信をお願いします。

ガイドラインの対象分野とは？

障害者差別解消法は、日常生活と社会生活全般にかかわる分野が広く対象です。

このガイドラインでは、市民の皆様に、より具体的なイメージで理解してもらうために、障がいを理由とする差別（「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮の不提供」）を、5つの分野ごとに記しています。

1 対象分野

5つの分野は、いずれも市民生活に深くかかわるものです。

ただし、これらの分野はあくまでも例示であり、市民生活のすべてではありません。また、複数の分野にまたがることもあります。あくまで、具体的にイメージしてもらうように、市民生活の中から設定したものです。

なお、各分野の事例等の記載は、障がい者と事業者間のやり取りを想定しています。

(1) 商品・サービス分野

障がい者が商品を購入したり、サービスの提供を受けたりする場面

ここでのサービスには、有償無償を問わず、他の5分野におけるサービスを除く、市民生活にかかわるあらゆるサービスが含まれます。

たとえば、飲食、旅行、旅館・ホテル、公衆浴場、理容・美容などです。

(2) 福祉サービス分野

障がい者が福祉サービスを利用する場面

しゃかいふくしほうだい じょうだい こう きてい しゃかいふくしじぎょう だいいっしゅしゃかいふくしじぎょうおよ だいにしゅしゃかい
社会福祉法第2条第1項に規定する社会福祉事業（第一種社会福祉事業及び第二種社会
ふくしじぎょう
福祉事業）にかかわるサービス等が、福祉サービスに当たります。

たとえば、障 害福祉サービス、介護保険サービスや保育サービスなどです。

（3） 公 共 交 通 機 関 分 野

しょう しゃ こうきょうこうつうきかん りょう ばめん
障がい者が公共交通機関を利用する場面

こうれいしゃ しょうがいしゃとう いどうとう えんかつか そくしん かん ほうりつだい じょうだい こう きてい こうきょう
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第2条第4項に規定する公 共
こうつう じ ぎょうしゃとう こうきょうこうつうきかん じ ぎょうしゃ あ
交通事業者等が、公共交通機関の事業者に当たります。

たとえば、鉄道事業者、路線バス事業者やハイヤー・タクシー事業者などです。

（4） 住 宅 分 野

しょう しゃ きょじゅうよう ふどうさん とりひき おこな ばめん
障がい者が居住用の不動産の取引を行う場面

ふどうさん ばいばい ちんたい たいしゃくけん じょうと たいしゃくぶつ てんたい ふどうさん とりひき あ
不動産の売買や賃貸、貸借権の譲渡や貸借物の転貸が、不動産の取引に当たります。

（5） 医 療 分 野

しょう しゃ いりょう う ばめん
障がい者が医療を受ける場面

いりょうほうだい じょう きてい い し し か い し やくざいし かん ご し た いりょう にな て
医療法第1条の2に規定する医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療の担い手が
おこな いりょう あ
行う医療が当たります。

2 留 意 事 項

（1） 障がい者に対する情報保障

ひと しょうひん こうにゆう いりょう う ばあい し みんせいかつ
すべての人にとって、商品を購入したり、医療を受けたりする場合など、市民生活
のあらゆる場面で、情 報 は日々の暮らしに必要な不可欠です。

特に、障がい者の特性により、コミュニケーションが難しい障がい者への情報保障は重要です。

障がい者がサービスを利用する際には、手話を含む言語だけでなく、点字、音声、拡大文字、筆談、実物の提示や身振り、触覚など、情報提供やコミュニケーションに関する配慮が求められます。そのため、ガイドラインでは、「情報提供やコミュニケーションに関する」配慮を、具体的な場面に即してイメージできるように、それぞれの分野における望ましい合理的配慮の事例として記載しています。

(2) 雇用分野の取扱い

雇用の分野は、障害者差別解消法ではなく、障害者の雇用の促進等に関する法律で定められているため、このガイドラインでも対象とはしていません。

(雇用の分野における、禁止される差別や合理的配慮の主な具体例については、国から差別禁止・合理的配慮指針が出されますので、そちらをご参照ください。)

(1) 商品・サービス分野

1 不当な差別的取扱い

障がいを理由として、正当な理由なく、商品の販売若しくはサービスの提供を拒み、若しくは制限し、又はこれらに条件を付けること。

【不当な差別的取扱いとなりうる事例】

- 車いすの利用者が、施設の構造上問題がないにもかかわらず、何の理由の説明もなく、入場を断られる。
- 身体障害者補助犬法で定めがあるにもかかわらず、飲食店等で、盲導犬等の補助犬を同伴することを拒否される。
- 旅行中、観光船にグループの人たちは乗れるのに、「視覚障がい者は危ないので乗らないでください。」と言われ、乗船を断られる。
- 盲ろう者がジムの利用申込みに行くと、「聞こえる人の同伴が必要です。」と言われ、利用を拒否される。

- 聴覚障がい者の親子が遊戯施設に行った際に、「聞こえない」ことを理由にアトラクションへの乗車を拒否される。
- 理容店で、障がいの特性から、大声を出したり、急に動いたりすることがあるため、店長から「大声を出すなら、今後は来ないでください。」と言われ、次回以降の利用を拒否される。

上記の事例は、あくまでも例示で、これらに限定されたものではありません。また、客観的に見て、正当な理由が存在する場合は、不当な差別的取扱いに該当しないものがあると考えられます。

【参考】身体障害者補助犬法

(定義)

第二条 この法律において「身体障害者補助犬」とは、盲導犬、介助犬及び聴導犬をいう。

(不特定かつ多数の者が利用する施設における身体障害者補助犬の同伴)

第九条 前二条に定めるもののほか、不特定かつ多数の者が利用する施設を管理する者は、当該施設を身体障害者が利用する場合において身体障害者補助犬を同伴することを拒んではならない。ただし、身体障害者補助犬の同伴により当該施設に著しい損害が発生し、又は当該施設を利用する者が著しい損害を受けるおそれがある場合その他のやむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

2 合理的配慮の不提供

商品を購入したり、サービスの提供を受けたりする際に、障がい者から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合に、負担になりすぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要で合理的な配慮を行わないことで、障がい者の権利利益を侵害すること。

【望ましい合理的配慮の事例】

- 情報提供、コミュニケーションに関すること
 - 視覚障がい者への情報提供として、講演会等で、スライドだけでなく、音声で補足説明している。
 - 聴覚障がい者への情報提供として、講演会等で、手話通訳と要約筆記を用意している。

- ・ コミュニケーションボードを設置^{せっち}している。
- ・ 入口^{いりぐち}ドアに「耳^{みみ}マーク」を貼^{てんぶ}付し「耳^{みみ}が不自由^{ふじゆう}なお客^{きやく}様に配慮^{はいりょ}したコミュニケーション^{おこな}が行^{にゆうてんまえ}える」ことが、入店^わ前に分かるようにしている。
- ・ 入口^{いりぐち}にインターホンを設置^{せっち}し、呼び出^よしによって、一人^{ひとり}で来店^{らいてん}された視覚障^{しかくしょう}がい者^{しゃ}等^{とう}への介添^{かいぞ}えのサービス等^{とう}を行^{おこな}っている。
- ・ サービスカウンターに、聴覚障^{ちようかくしょう}がい者^{しゃ}が使用するためのハンドブック^{しょう}を配布^{はいふ}している。
- その他^た
 - ・ 商品^{しょうひん}の配列^{はいれつ}を考^{かんが}えて、車いす利用^{くるま}者が店舗内^{りようしゃ}を移動^{てんぽない}しやすいようにする。
 - ・ 障がい者^{しょうがい}の希望^{しや}を聞^きいて、話し合^{はな}った上^あで、火^{うえ}を使^ひわない安全^{つか}なメニューや食^{あんぜん}べや^たすいメニュー^{しょうかい}を紹介^{しょうかい}する。

上記^{じょうき}の事例^{じれい}は、あくまでも例示^{れいじ}で、これらに限定^{げんてい}されたものではありません。また、実施^{じっし}を求められた側^{もと}に無制限^{がわ}の負担^{むせいげん}を求めるものではなく、過重^{ふたん}な負担^{もと}が求められる場合^{ばあい}には、合理的^{ごうりてき}配慮^{はいりょ}の不^ふ提供^{ていきよう}に該^{がい}当^{とう}しません。

(2) 福祉^{ふくし}サービス分野^{ぶんや}

1 不当^{ふとう}な差別^{さべつ}的^{てき}取^{とり}扱^{あつか}い

障がい^{しょうがい}を理由^{りゆう}として、正当^{せいとう}な理由^{りゆう}なく、福祉サービス^{ふくし}の提^{てい}供^{きよう}を拒^こみ、若^もしくは制限^{せいげん}し、又はこれに条^{また}件^{じょうけん}を付^つけること。

障がい^{しょうがい}を理由^{りゆう}として、正当^{せいとう}な理由^{りゆう}なく、本人^{ほんにん}の意^いに反^{はん}して、福祉サービス^{ふくし}の提^{てい}供^{きよう}を行^{おこな}うこと。

【不当^{ふとう}な差別^{さべつ}的^{てき}取^{とり}扱^{あつか}いとなりうる事例^{じれい}】

- ・ ろうの子ども^こを保育園^{ほいくえん}に入^いれたいと申請^{しんせい}すると、「責任^{せきにん}を持^もてないから無理^{むり}です。」と言^いわれ、入園^{にゆうえん}を拒否^{きよひ}される。
- ・ 事業所^{じぎょうしょ}にホームヘルパーを依頼^{いらい}する際^{さい}、発達障^{はったつしょう}がいであること^{つた}を伝^{いま}え、
「今^{いま}いっぱい^いです。」と言^いわれ、利用^{りよう}を断^{ことわ}られる。
- ・ 保育所^{ほいくじょ}で、障がい^{しょうがい}のある子ども^この担当^{たんとう}の先生^{せんせい}がいたにもかかわらず、「危険^{きけん}です。」と言^いわれ、校外学^{こうがいがくしゅう}習^{しゅう}への参加^{さんか}を断^{ことわ}られる。

- 施設に入所しているが、施設側と保証人となっている息子に自宅に帰ることを反対される。

上記の事例は、あくまでも例示で、これらに限定されたものではありません。また、客観的に見て、正当な理由が存在する場合は、不当な差別的取扱いに該当しないものがあると考えられます。

2 合理的配慮の不提供

福祉サービスを利用する際に、障がい者から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合に、負担になりすぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要で合理的な配慮を行わないことで、障がい者の権利利益を侵害すること。

【望ましい合理的配慮の事例】

- 情報提供、コミュニケーションに関すること
 - 契約書、しおり等書類や掲示物にルビ打ちをしている。
 - 利用者の障がい特性に合わせ作業工程をマニュアル化している。
 - 写真・イラストの使用により視覚的に分かりやすくしている。
- その他
 - クールダウンする場所、パニックや精神的に不安定になった場合でもリラックスできるよう静かな部屋、休憩室等を用意している。
 - 視覚障がい者等に配慮して、事業所内の物の配置をなるべく変えないようにしている。

上記の事例は、あくまでも例示で、これらに限定されたものではありません。また、実施を求められた側に無制限の負担を求めるものではなく、過重な負担が求められる場合には、合理的配慮の不提供に該当しません。

(3) 公共交通機関分野

1 不当な差別的取扱い

障がい者として、正当な理由なく、公共交通機関の利用を拒み、若しくは制限し、又はこれに条件を付けること。

【不当な差別的取扱いとなりうる事例】

- ・ タクシー乗り場で順番を待っていたところ、順番が来てタクシーのドアが開いて乗ろうとすると、理由の説明もなく、車いすだからと乗車を拒否される。
- ・ 知的障がい者が、バスの運転手から「乗らないでください。」と言われ、乗車を拒否される。

上記の事例は、あくまでも例示で、これらに限定されたものではありません。また、客観的に見て、正当な理由が存在する場合は、不当な差別的取扱いに該当しないものがあると考えられます。

2 合理的配慮の不提供

公共交通機関を利用する際に、障がい者から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合に、負担になりすぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要で合理的な配慮を行わないことで、障がい者の権利利益を侵害すること。

【望ましい合理的配慮の事例】

- 情報提供、コミュニケーションに関すること
 - ・ ホームに、列車案内装置を設置している。
 - ・ 案内サインを大型化している。ピクトサイン（案内用図記号）でわかりやすく表示している。また、色覚障がい者に配慮した色の組み合わせにしている。
 - ・ 駅に点字案内板や触知図を設置している。
- その他
 - ・ 職員が、車いす利用者に対して、乗降口とホームの間に介助用スロープ板を渡し、乗降の介助を行っている。

上記の事例は、あくまでも例示で、これらに限定されたものではありません。また、実施を求められた側に無制限の負担を求めるものではなく、過重な負担が求められる場合には、合理的配慮の不提供に該当しません。

(4) 住宅分野

1 不当な差別的取扱い

障がい者を理由として、正当な理由なく、住宅の賃貸等を拒み、若しくは制限し、又はこれらに条件を付けること。

【不当な差別的取扱いとなりうる事例】

- 障がい者が母親とふたり暮らししていたところ、母親がなくなり、単身生活になる。それに伴い、不動産管理会社より障がい者の単身入居を理由に賃貸住宅から出てほしいと言われる。
- 親の会等の支援者団体がグループホームとして、住宅を借りようとしたが、精神の病気とわかると契約時に大家さんに断られる。
- 視覚障がい者が、火の用心のためという理由でアパートへの入居を断られる。
- 入居のための審査で精神疾患を理由に入居を拒否されたり、精神疾患を理由に保証人の数を増やされたりする。
- 筆談によるコミュニケーションができるにもかかわらず、契約手続きができないとして、売買等の契約を拒否する。

上記の事例は、あくまでも例示で、これらに限定されたものではありません。また、客観的に見て、正当な理由が存在する場合は、不当な差別的取扱いに該当しないものがあると考えられます。

2 合理的配慮の不提供

居住用の不動産の取引を行う際に、障がい者から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合に、負担になりすぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要で合理的な配慮を行わないことで、障がい者の権利利益を侵害すること。

【望ましい合理的配慮の事例】

● 情報提供、コミュニケーションに関すること

- ・ 視覚・聴覚障がい者等と契約手続きをすすめるにあたって、契約書や重要事項説明書等について、読み上げや筆談等を積極的に活用している。
- ・ 障がい者から退去の申し出があった際に、手続き等について、事前に書面や口頭で十分な説明をしたり、筆談等で相談等に応じたり、必要に応じて親族や支援者等の関係者に連絡したりしている。

上記の事例は、あくまでも例示で、これらに限定されたものではありません。また、実施を求められた側に無制限の負担を求めるものではなく、過重な負担が求められる場合には、合理的配慮の不提供に該当しません。

(5) 医療分野

1 不当な差別的取扱い

障がいを理由として、正当な理由なく、医療の提供を拒み、若しくは制限し、又はこれに条件を付けること。

【不当な差別的取扱いとなりうる事例】

- ・ ベッドの上に一人で乗ることができないため、診察を断られる。
- ・ 知的障がい者が暴れたり、泣いたり、大声を出したりするため、次回以降の診療を断られる。
- ・ 車いすで病院に行くと、障がいがあることや土足禁止を理由に診療を拒否される。
- ・ 視覚障がい者が病院に行く際に付き添いを求められる。

上記の事例は、あくまでも例示で、これらに限定されたものではありません。また、客観的に見て、正当な理由が存在する場合は、不当な差別的取扱いに該当しないものがあると考えられます。

2 合理的配慮の不提供

医療を受ける際に、障がい者から何らかの配慮を求める意思の表明があっ

ばあい ふたん はんい しゃかいてきしょうへき と のぞ ひつよう
た場合に、負担になりすぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要で
ごうりてき はいりょ おこな しょう しゃ けんりりえき しんがい
合理的な配慮を行わないことで、障がい者の権利利益を侵害すること。

【望ましい合理的配慮の事例】

● 情報提供、コミュニケーションに関すること

- ひつだん うけつけ しんさつ おこな
・ 筆談による受付や診察を行っている。
- うけつけ おお こえ はな ころ
・ 受付では、ゆっくりと大きな声で話すように心がけている。
- せいしんしょう しゃ しんりょう じかん ていねい せつめい ふあん あた
・ 精神障がい者の診療では、時間をかけて丁寧に説明し、不安を与えないようにして
いる。
- いんないほうそう じゅうよう じょうほう でんこうひょうじ も じ ひょうじょう し
・ 院内放送での重要な情報は、電光表示や文字表示等でも知らせている。
- びょういん どう ひつようぶしょ ゆうどう おこな
・ 病院ボランティア等による必要部署への誘導を行っている。

● その他

- か つと たてもの ふる かんぜん だんさ かしょ
・ バリアフリー化に努めているが、建物が古く完全ではない。段差のある箇所について
は、しよくいん かいじょ おこな
職員が介助を行っている。
- したいふじゆう しょう しゃ しかくしょう しゃ けんしん しよくいん つ そ
・ 肢体不自由の障がい者、視覚障がい者には検診ルートに職員が付き添っている。
- はいりょ ひつよう ひと じょうほう でん しじょうほう きょうゆう たいおう
・ 配慮が必要な人の情報は、電子情報で共有して、対応できるようにしている。

じょうき じれい れいじ げんてい じっし
上記の事例は、あくまでも例示で、これらに限定されたものではありません。また、実施
もと がわ むせいげん ふたん もと かじゅう ふたん もと ばあい
を求められた側に無制限の負担を求めるものではなく、過重な負担が求められる場合には、
ごうりてき はいりょ ふていきょう がいとう
合理的配慮の不提供に該当しません。

じぎょうぶんや たいおうししん 事業分野における対応指針（ガイドライン）

かくじぎょうぶんや かんが かたとう しゅむだいじん さだ たいおうししん
各事業分野の考え方等については、主務大臣が定める「対応指針（ガイドラ
イン）」に規定されていますので、そちらもご参照ください。

かんけいふしょうちょうしよかんじぎょうぶんや しょうがい りゆう さべつ かいしょう すいしん かん たいおうししん
関係府省庁所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針

<https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai/taioshishin.html>

ないかくふ
（内閣府ホームページ）



しみん 市民のみなさんにできること

しょうがいしゃ さべつ かいしょうほう いっぱん じゅうみん か ぎ む ばつそく
障害者差別解消法で、一般の住民のみなさんに課せられる義務や罰則はあり
ません。ただ、差別をなくし、豊かな共生社会を実現するために、次のような
ぐたいれい さんこう たす あ
具体例を参考にして助け合いましょう。

- ☆ しょう ひと み
障がいのある人を見かけたら、こちらからせっきよくてき こえ きょうりよく もう
し出る。
- ☆ でんしゃ ゆうせん ざ せき ふ きん けいたいでんわ でんげん き
電車やバスの優先座席付近では、携帯電話の電源を切るなど決められたマ
ナーを守る。
- ☆ でんしゃ せき ひつよう ひと ゆうせん ざ せき
電車やバスなどで席を必要としている人がいたら、優先座席でなくても席
をゆずる。
- ☆ しかくしょう ひと ゆうどう てんじ うえ じてんしゃ
視覚障がいのある人を誘導する点字ブロックの上に、自転車などの
しょうがいぶつ お
障害物を置かない。
- ☆ くるま りようしゃ て とど ちんれつたな しょうひん か てわた
車いすの利用者などが手の届かない陳列棚の商品を代わりにとって手渡
す。
- ☆ くるま ゆうせん
デパートなどの車いす・ベビーカー優先のエレベーターは、なるべく利用
しない。
- ☆ ちゅうしゃじょう しょう しゃとうようちゅうしゃ ひつよう ひと ちゅうしゃ
駐車場の「障がい者等用駐車スペース」には、必要のない人は駐車しな
い。
- ☆ もうどうけん しんたいしょう しゃほじょけん やくわり りかい ほじょけん じゃま
盲導犬など身体障がい者補助犬の役割を理解し、補助犬の邪魔になること
はしない。
- ☆ くるま りようしゃ かいだん こま ふくすう ひと きょうりよく
車いすの利用者が階段で困っているときなどは、複数の人で協力してサ
ポートする。

障がいのあるみなさんの声を聞かせてください

障がいを理由とする差別で困った時などは、まず南丹市の担当窓口（社会福祉課）にご相談ください。そこで解決が難しい場合も、内容に応じた相談窓口につながります。また、南丹市地域自立支援協議会やその他のネットワーク会議等において、地域の各関係機関と連携するなど地域ぐるみのネットワークづくりもはじまっています。みなさんの積極的な声が、差別のない社会の実現につながります。

障害者差別解消法 関連リンク集

障害者を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）

<https://laws.e-gov.go.jp/law/425AC00000000065>



障害者を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針

<https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai/kihonhoushin/honbun.html>



内閣府ホームページ「障害者を理由とする差別の解消の推進」

<https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai.html>



リーフレット「令和6年4月1日から合理的配慮の提供が義務化されました」

https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai_leaflet-r05.html



障害者の差別解消に向けた理解促進ポータルサイト

<https://shougaisha-sabetukaishou.go.jp/>



しょうがいしゃさべつかいしょう かん じれい
障害者差別解消に関する事例データベース

<https://jireidb.shougaisha-sabetukaishou.go.jp/>



ごうりてきはいりょうとうぐたいれい しゅう
合理的配慮等具体例データ 集

<https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/jirei/index.html>



平成 28 年 3 月（初版）

平成 30 年 3 月（改訂）

令和 6 年 9 月（改訂）

なんたん し しょうがいしゃき かんそうだんし えん

南丹市障害者基幹相談支援センター

なんたん し やくしょふくし ほけん ぶしゃかい ふくし か

南丹市役所福祉保健部社会福祉課

〒622-8651 なんたん し そのべちようこざくらまち 南丹市園部町小桜町 4 ばんち 7 番地 なんたん し ふくし じ むしょない（南丹市福祉事務所内）

☎ 0771-68-0007

FAX 0771-68-1166